

第 2 2 期第 2 0 回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 1 1 日（月） 1 0 時 5 0 分～ 1 1 時 2 0 分
- 2 場 所 くしろ水産センター 3 F 大会議室
- 3 出席委員 川崎一好 柳谷法司 亀田元教 上野 仁 後藤義勝 石川和男
神山久典 秋森新二 西田達雄 山崎貞夫 近藤龍洋
（欠席委員：中村純也）
- 4 事務局 佐々木事務局長 山方主任 田中主事 曾谷主事
- 5 臨 席 者 釧路総合振興局 武蔵水産課長 吉田技師、松井技師
十勝総合振興局 小川水産課長 岩井技師
- 6 議事事項
議案第 1 号 まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について
議案第 2 号 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の
当初配分等について（答申）
議案第 3 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間
について（答申）
- 7 報告事項
（1）くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について
（2）海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- 8 その他
- 9 議事の経過
（1）開 会
事務局 それでは、只今から、第 2 2 期第 2 0 回釧路十勝海区漁業調整委員会を
開催します。
開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。

（2）会長挨拶
委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。
委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
ここに来る車の中で、ラジオを聞いていたところ、震災が話題となっ
ておりました。東日本大震災から 1 3 年、元日の能登半島地震が起きまし
て、災害が大きなテーマとなっております。
地震や津波の災害は、我々漁業者に及ぼす影響は計り知りません。
そういう意味からも、国にはしっかりと今後の対策を練っていただき、
万が一震災が起きた場合、止めることはできませんので、我々もどう対応
していくのか、常日ごろから検討しなければならないと思っております。
本日は公務ご多忙の中、釧路及び十勝総合振興局の水産課長をはじめ、
担当者の方々にご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
本日の委員会は、協議事項 3 件あります。

1名欠席、11名の出席をいただいております。委員の皆様には慎重な審議をお願い申し上げます。
どうぞよろしくお願い致します。

(3) 出席人員報告

事務局 この後の会議進行は、川崎会長をお願いいたします。

会 長 それでは、出席人員を報告いたします。
委員総数12名中、出席委員は11名であり、過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

(4) 議事録署名委員の選出

会 長 次に、議事録署名委員につきまして、委員会規程第7条の規定により、私から指名させていただきます。
本日の議事録署名は、上野委員と後藤委員をお願い致します。

(5) 議事の経過

会 長 それでは、議事事項に入ります。
議案第1号「まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号「まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について」についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

令和6年2月26日付け漁管第2453号により、北海道水産林務部長から、釧路十勝管内沖合海域における「まいわしたもすくい網漁業」に係る委員会指示の発動についての要請がございました。

2ページ目に昨年との変更点として、新旧対照表を添付しております。
年次の変更のほか、7項目の「制限又は条件」の表現を知事許可と同様に「条件」へ修正しております。

3ページから委員会指示の内容となっております。

制限区域は、釧路総合振興局管内及び十勝総合振興局管内沖合海域、制限期間は令和6年6月1日から令和6年12月31日まで、指示内容及び取扱要領等の主旨については、前年度から変更ありません。

今後のスケジュールとしては、昨年は4月20日に委員会指示を発動しましたが、申請期間を確保するため、所定の事務処理を行い、今年は3月18日に委員会指示を発動したいと考えております。

申請期限は5月15日までとし、5月下旬には承認証を交付、6月1日から操業可能とする流れです。

21ページになりますが、令和5年度「まいわしたもすくい網漁業」の実績を添付しております。

全体で76隻を承認、17隻が着業、漁獲量は836トン、金額は約1億3千6百万円といった実績となっております。

ちなみに、資料にはありませんが、根室海区は57隻を承認、14隻の実績で、漁獲量は約1,100トン、金額は1億2千7百万円と聞いております。

うち釧路所属漁船は、5隻の実績で、405トン、5千3百万円となっております。

説明は以上です。

会 長	説明が終わりました。 皆さんから、ご意見、ご質問を受けたいと思います。
各委員	(な し)
会 長	ご意見がないようでございますので、原案のとおり、委員会指示を発動することによろしいですか。
各委員	(は い)
会 長	それでは、そのように決定いたします。 次に、議案第２号「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	議案第２号について、ご説明します。 ＴＡＣの管理期間が、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとなっている「くろまぐろ」、「すけとうだら」、「するめいか」に係る漁獲可能量の設定及び国の留保からの追加配分等があった際の変更の取扱いについて、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので、ご審議いただくものです。 詳細については、釧路振興局から説明いたします。
釧路振興局吉田技師	釧路総合振興局水産課漁業管理係の吉田です。 私から説明させていただきます。 議案第２号「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」の資料をご覧ください。 今回の諮問の内容は、特定水産資源である「くろまぐろ」、「すけとうだら」、「するめいか」に関する令和６管理年度における漁獲可能量（ＴＡＣ）を定めるに当たり、海区漁業調整委員会の意見を聴くものでございます。 対象は、令和６年４月から令和７年３月までを管理期間とする、くろまぐろ（小型魚及び大型魚）、すけとうだら（各系群）、するめいかの３魚種です。 併せて、当該水産資源の令和６管理年度における国の留保枠からの追加配分の取扱いについても意見を聴きます。 まず、令和６管理年度における漁獲可能量及びその配分について、ご説明します。 資料１－１「令和６年のＴＡＣについて」をご覧ください。 これは、今年２月８日に開催された水産政策審議会資源管理分科会において国から示された「すけとうだら」及び「するめいか」の令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた数量などの概要を示したものです。 釧路、十勝管内に関係するすけとうだら太平洋系群ですが、ＭＳＹを達成する親魚量２２．８万トンのところ、２０２２年の親魚量は４４．８万トンとなっており、ＭＳＹを上回る資源状態となっております。 令和６年度のＴＡＣは、前年から６千トン増の１７万６千トン、大臣許可漁業の沖合底びき網漁業に１百トン増の９万９千８百トン、北海道の漁獲可能量は、前年同様の６万９千１百トンとなっております。

次にするめいかについて説明いたします。

するめいかについては、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は、両系群を併せて一本で管理が行われております。

冬季発生系群のMSYを達成する親魚量23万4千トンのところ、2022年の親魚量5万6千トン、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量32万9千トンのところ、2022年の親魚量19万4千トンと目標管理基準値を下回る資源状態となっております。

するめいかについては、令和4管理年度から3箇年の漁獲量固定シナリオが採用されており、令和6管理年度は、令和5管理年度と同様の両系群合計値の7万9千2百トンがTACとして設定されております。

しかしながら、最新の資源評価において、7万9千2百トンすべてを消化した場合、資源が枯渇する恐れがある一方で、漁獲量が直近の漁獲実績程度、令和2年から令和4年の3箇年平均の2万9千トン程度であれば、資源は増加していく見込みであることから、令和6管理年度は、引き続き我が国全体のTACは7万9千2百トンとするものの、5万2百トンは配分を留保し、大臣管理区分のいか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大・中型まき網漁業には2万1千トン、北海道には2千4百トンが配分されております。

なお、くろまぐろについては、後ほどご説明いたします。

次に、資源ごとの道内の配分の考え方について説明いたします。

資料1-2【すけとうだら】をご覧ください。

配分の考え方②すけとうだらについて、「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。

なお、根室海峡の管理区分は、すけとうだら漁業だけであることから、1万5千トン全量を根室海峡に配分することとします。

③「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とします。

次に、④「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他」への配分は、「令和4年までの直近3ヵ年の平均採捕比率」と「前年当初TACの配分比率」を1：1で按分した比率で配分し、すけとうだら漁業は、5,540トンとなります。

⑤「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、直近3ヵ年の平均採捕数量の比率と前年のTACの配分比率を1：1で按分した比率により配分することとしておりましたが、令和3年から令和5年の3箇年につきましては、固定の漁獲配分シナリオでありましたので、道内配分も固定してきた経緯にありました。

令和6管理年度からは、その固定管理期間が終了したため、直近3ヵ年の漁獲量は、令和2年から令和4年までの漁獲実績を、TACの配分比率は、令和5管理年度の数値を用いて、道南太平洋全体が800トン増の6万4千7百トン、道東太平洋のすけとうだら漁業は200トン減の2千1百トンとなっております。

道南太平洋海域内における詳細な配分については、説明を割愛させていただきます。

これらの配分の具体的内容と現行管理区分の目安の数量は、資料1-2の10～11ページの別紙に基礎となる数値をお示ししておりますので、後ほど、ご覧ください。

次に、資料１－３【するめいか】をご覧ください。

するめいかは、令和４管理年度から数量を明示する管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、２千４百トン全量を、「北海道するめいかを採捕する漁業」に配分することとします。

なお、昨年度に、現行水準から数量明示となった経緯や漁獲の積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、資料１－７に詳細を記載しておりますので、後ほど、ご覧ください。

TACは、大幅に減少となりましたが、留保枠は５万２百トンと潤沢にあり、北海道は留保枠から優先的に追加配分を受けられる運用が図られております。

加えて、速やかに留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により自動的に都道府県へTAC配分されるルール、いわゆる７５％ルールが規定されており、令和６管理年度も引き続き運用可能となっており、５万２百トンの留保枠から随時追加配分を受けることができることから、定置などの操業で万が一にも支障が生じないようにされております。

続きまして、くろまぐろについて、ご説明いたします。

資料１－４をご覧ください。

くろまぐろについては、令和４管理年度に、これまでのTACを遵守する管理からTACを有効活用する管理へと見直しを行い、令和３管理年度まで管理区分を詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく協定において海域別の管理を行う体系にしております。

詳細な経緯と内容は、資料１－６に記載しておりますので、後ほど、ご覧ください。

このため、令和６管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量それぞれ全量を「北海道くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしておりますが、小型魚については、過去の超過分の差し引きが終了したことにより、前年度の当初配分から約１００トン増加となる１１３トン配分されており、大型魚は前年度から微増の３２０．７トンが配分されております。

なお、今後、令和５管理年度の繰り越し数量が確定し、４月下旬以降、国の留保から追加配分される見込みとなっております。

また、資料１－５には、今回ご説明した特定水産資源の令和５年と令和６年の配分量比較を載せておりますので、参考にしてください。

最後に、資料４ページ目の別紙２について、ご説明いたします。

こちらは、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、記載されております。

まず、背景について、説明いたします。

漁獲可能量の変更については、漁業法の規定に基づき、その都度、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの漁獲可能量配分の変更にあたっては、操業に影響が生じないように、配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされておりました。

今回も引き続き令和６年度の漁獲可能量の変更についても、事前に同意を得た上で、事後報告とさせていただきたい旨、諮問いたしました。

「２．令和６管理年度の取扱い」において、その具体的な配分手法について記載しております。

（１）くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る国からの追加配分及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除する。

（２）すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分する。

（３）すけとうだら日本海北部系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分する。

（４）すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の増加分については、全量を北海道の留保枠とする。

（５）すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分する。

（６）するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除する。

これらは、いずれも北海道資源管理方針別紙に基づいた知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、今後、大量来遊等の理由により迅速な配分を行うため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

以上で議案第２号の説明を終わります。

会 長

ご意見、ご質問等ございますか。

各委員

（な し）

会 長

ご意見がないようでございますので、諮問の内容について、適当と認めてよろしいですか。

各委員

（は い）

会 長

それでは、議案第２号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。

次に、議案第３号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第３号について、ご説明します。

北海道水産林務部漁業管理課及び釧路総合振興局が所管する知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので、御審議いただくものです。

詳細については、釧路振興局から説明いたします。

釧路振興局
吉田技師

続きまして議案第３号について、説明させていただきます。

今回諮問する知事許可漁業は、

- ・北海道沖合海域におけるいか突棒漁業（道内者）
- ・北海道沖合海域におけるいか釣り漁業（道外者）
- ・えりも以東太平洋海域におけるさんま棒受け網漁業
- ・釧路管内白糠沖合海域におけるあいなめかご漁業
- ・釧路管内厚岸沖合海域におけるほたてがい桁びき網漁業
- ・釧路沖合海域におけるちか機船船びき網漁業

です。

会 長

資料は、1 ページから 15 ページで、知事からの諮問文、公示予定の制限措置等の内容を載せております。

それぞれの漁業の許可すべき船舶の数については、参考として関係する漁業協同組合の意見を聴いた上で設定しており、その他の制限措置の内容については、従前どおりの内容で変更はありません。

申請期間についても従前どおり 1 ヶ月間程度確保しております。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

各委員

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等ございますか。

(な し)

会 長

それでは、諮問内容について、適当と認めてよろしいですか。

各委員

(は い)

会 長

それでは、議案第 3 号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項 1 「くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」事務局より説明願います。

事務局

資料の報告事項 1 をご覧ください。

令和 6 年 1 月 12 日付けでくろまぐろの TAC 数量を変更した旨、北海道知事から報告がありました。

今回は、被災県である石川県への譲渡と、融通に対応してくれた京都府との数値整理をおこなったもので、融通ルールに基づく変更ということでございます。

変更前) 小型魚 83.8 トン

大型魚 327.4 トン

変更後) 小型魚 80.8 トン

大型魚 322.4 トン です。

説明は以上です。

会 長

ご質問はありませんか。

各委員

(な し)

会 長

次に、報告事項 2 「海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局より説明願います。

事務局

報告事項 2 をご覧ください。

漁業法第 90 条第 1 項の規定により、各免許人から「資源管理状況等の報告」が北海道知事に提出され、道において内容を確認するとともに、同条第 2 項の規定により、確認結果を海区委員会へ報告することとなっております。

この度、北海道知事から釧路管内における令和 4 年漁期の共同漁業権及び区画漁業権の資源管理状況等の報告がありました。

2 ページから 7 ページが共同漁業権に関する内容で、対象件数 19 件

で、全件とも、資源管理等の取組状況は「適切と認められる」、漁場の活用状況は、「適切かつ有効と認められる」という報告となっております。

8 ページが区画漁業権に関する内容で、対象件数は8 件で、こちらについても、全件とも、資源管理等の取組状況は「適切と認められる」、漁場の活用状況は、「適切かつ有効と認められる」という報告となっております。

説明は、以上です。

会 長

説明が終わりました。ご質問はありますか。

各委員

(な し)

会 長

本日予定の案件は全て終了しました。

その他として、委員の皆さんから何かありますか。

各委員

(な し)

会 長

事務局から何かありますか。

事務局

次回の海区委員会は、6 月上旬の開催を予定しております。

日程調整については、別途させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

会 長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。

ありがとうございました。